

## II 地域教材の開発に当たって

### 1 学校における道德教育

**各学校において、校長の方針の下に、道德教育推進教師を中心に、全教師が協力して、心に響く道德教育を展開しよう**

道德教育とは、人間が本来もっている人間としてよりよく生きたいという願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道德性を養う教育活動である。教育基本法第1条に規定されているように、教育は人格の完成を目的としている。道德教育はこの人格の形成の基本にかかわるものである。

#### 【教育基本法第1条】

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

学校における道德教育は、豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、道德性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

学校における道德教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて設定されている。右に示した道德教育の目標は、学校における全体的な道德教育の目標である。各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などの指導を通じて行う道德教育も、道德教育の要としての道德の時間の指導も、常にこの目標を目指して行われる。

#### 【道德教育の目標】

- (1) 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う
- (2) 豊かな心をはぐくむ
- (3) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する
- (4) 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する
- (5) 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する
- (6) 未来を拓く主体性のある日本人を育成する
- (7) その基盤としての道德性を養う

道德教育は、各教科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて、適切に行われなければならない。

#### 各教科等の指導を通じて児童生徒の道德性を養うための視点

(1) 道德教育と各教科等の目標、内容及び教材とのかかわり	・各教科等の特質に応じて道德教育にかかわる側面を明確に把握する。 ・それらに含まれる道德的価値を意識しながら指導する。
(2) 学習活動や学習態度への配慮	・学習に興味・関心をもち、主体的に取り組む工夫をする。 ・相互に学び合う思いやりのある協力的な雰囲気や人間関係をつくるように配慮する。 ・基本的な学習習慣、体験的な学習や問題解決的な調べ方や学び方を身に付ける学習などを重視する。
(3) 教師の態度や行動による感化	・教師の用いる言葉や児童生徒への接し方、授業に臨む姿勢や熱意などは、児童生徒の道德性が育つよりよい学級の雰囲気や環境をつくる。 ・道德の目標や内容に示されている精神を自らが授業の中で実践するよう心掛ける。

また、学校における道徳教育は、幼児期の指導から小学校、中学校へと、各学校段階における幼児児童生徒が見せる成長発達の様子やそれぞれの段階の実態等を考慮して、適切に指導を進めなければならない。

	小 学 校	中 学 校
指 導 の 基 本 方 針	(1) 各教科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動の特質に応じた道徳性の育成を図る。	
	(2) 教師と児童生徒の信頼関係と児童生徒相互の人間関係の充実を図る。	
	(3) 児童自ら道徳性をはぐくみ、自己の生き方についての考えを深めるようにする。	(3) 自らの人間としての生き方についての自覚を深める指導を充実させる。
	(4) 豊かな体験活動を通して児童の内面に根ざした道徳性を育成する。	(4) 豊かな体験活動の充実と他者とのかかわりの中で自らを振り返る指導を充実させる。
	(5) 社会生活上のきまりや基本的なモラルについての指導を充実させる。	
	(6) 学級や学校の環境の充実・整備による指導を充実させる。	

Q：郷土を愛する心をどのように育てていけばよいのですか。



A：郷土を愛する心は、ただ単に自分の生の由来を知ったり、成長の過程の中で懐かしく回想したり、郷土に親しみ愛着をもつということだけではない。愛には、こうした自然的、受動的な方向とともに、愛するものをよりよくしようとする能動的、積極的な働きも含まれている。自分にとって親しく、懐かしく、大切な郷土に対してより積極的にかかわり、郷土をよりよくすることに貢献し、文化や伝統をさらに発展させようとする能動的な側面を育てることが大切である。

郷土を愛する心を育てるためには、まず、郷土の自然や伝統的な行事などに触れ、その中で、様々な体験をすることによって、郷土に親しみ、郷土に気付き、郷土に対する豊かな感情、愛着の情をもつようにすることが大切である。郷土の美しさや生活の楽しさ、すばらしさを感じ取らせるのである。

また、各教科等で郷土の自然や歴史、伝統、文化などを調べる活動を通して郷土を理解したり、自分とのかかわりを知ることも必要である。このような活動や学習によって、郷土を守っていきたいという心情も生まれてくるのである。

加えて、より積極的に郷土にかかわり、異郷の文化や生活と自らの郷土を比較してよいところを発見し、郷土をつくろうと積極的に働きかけることも必要である。郷土のよさを一層発展させ、育てていこうとする心情や態度を育てることは、道徳の時間だけでできるのではなく、学校の教育活動全体を通して、郷土に関する様々な体験を豊かにすることである。豊かな体験を通して、児童生徒の心に安らぎやしみじみとした情感を与えることがなければ、郷土を愛する心を育てることは難しい。こう考えてみると、郷土を愛する心を育てることは学校だけでできるものではなく、家庭や地域社会との連携による指導が極めて重要になる。

## 2 道徳の時間における指導

**道徳の時間は、年間指導計画に基づき、児童生徒や学級の実態に即し、道徳の時間の特質に基づく適切な指導を展開しよう**

道徳教育の目標は、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うものである。

道徳の時間の目標は、道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め（道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め：中学校）、道徳的実践力を育成するものである。

道徳教育の要としての道徳の時間は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を補充、深化、統合する時間であり、年間指導計画に基づき、児童生徒や学級の実態に即し、道徳の時間の特質に基づく適切な指導を展開しなければならない。そのために、各学校においては、校長の方針の下、道徳教育推進教師が中心となり、学級担任の教師が、次のような道徳の時間の指導の基本方針を明確にして指導に当たる必要がある。

	小学校	中学校
指導の基本方針	(1) 道徳の時間の特質を理解する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定の道徳的価値の含まれるねらいとのかかわりにおいて自己を見つめる。</li> <li>○ 発達の段階に即して道徳的価値を内面的に自覚する。            小：自己の生き方についての考えを深める。            中：道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深める。</li> <li>○ 主体的に道徳的実践力を身に付ける。</li> </ul>	
	(2) 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く。	
	(3) 児童が自己への問い掛けを深め、未来に夢や希望をもてるようにする。	(3) 生徒の内面的な自覚を促す指導方法を工夫する。
	(4) 児童の発達や個に応じた指導を工夫する。	(4) 生徒の発達や個に応じた指導方法を工夫する。
	(5) 道徳の時間が道徳的価値の自覚を深める要となるよう工夫する。	(5) 道徳の時間が道徳的価値の自覚を深める要となるよう工夫する。 ア 体験活動を生かすなど多様な指導方法の工夫をする。 イ 他の教育活動との関連を図る工夫
	(6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。	
	(7) 児童と共に考え、悩み、感動を共有し、学び合うという姿勢をもつ。	(7) 指導に当たっての基本的姿勢について理解を深め指導に当たる。



Q：児童生徒は、道徳の授業をどのように見えていますか。



A：道徳の時間について見てみると、児童生徒が本気になって取り組む優れた実践が多く見られる一方で、例えば、形式化した指導や価値を教え込むにとどまるような指導が問題点としてよくあげられる。その結果、「資料や話がつまらない」「はじめから分かっていることしかない」などと、児童生徒の心の内奥に届かない授業になっている場合も少なくない。

#### 【児童生徒から見た道徳の授業】

○ 子どもたちが「楽しい」「ためになる」と感じる授業

- 【小学校】** ・今まで気付かなかった大切なことに気付いたり、感動したりすることができる。  
・資料が興味深く、心をうつものが多い。  
・自分の体験と重ね合わせて考えてみたり、自分だけでなく他の人もそうなんだなあと感じたりすることが多い。 など
- 【中学校】** ・今、悩んでいる生き方の課題に合致した内容である。  
・自由で活発な話し合いができる。  
・自分のよさ、友だちのよさが認識できる。  
・今まで、気付かなかったことに気付いたり、感動したりできる。  
・一つのことを、じっくりと考え自分を見つめられる。 など

○ 子どもたちが「楽しくない」「ためにならない」と感じる授業

- ・先生の話ばかりで面白くない。
- ・文章を読んで感想を書くだけだから。
- ・自分の人生に役立ちそうもない。 など

したがって、教師が人生の先輩として、児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有していこうとする姿勢をもつことが大切である。そして、児童生徒が自ら課題に取り組み、自己や他者との関係を深く見詰め、生きる希望や勇気を見いだすことができるよう、教材の開発や活用の工夫に努めることが期待されるのである。

### 3 道徳の時間における教材の開発

**児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発に挑戦しよう  
～心に響く魅力的な資料は道徳の時間を成功に導く鍵となる～**

道徳の時間では、児童生徒が資料に出会い、資料中の登場人物（擬人化された動植物等も含めて）への共感や批判などを通して道徳的価値の内面的な自覚を深めていく。

道徳の時間の目標の達成を図り、児童生徒に充実感をもたらすような生き生きとした指導を進めるためには、道徳の時間の資料となる魅力的な教材を多様に開発し、その効果的な活用に努めることが大切である。

## (1) 道徳の時間における教材

道徳の時間に生かす教材は、児童生徒が道徳的価値の自覚を深めていくための手掛かりとして極めて大きな意味をもっている。また、児童生徒が人間としての在り方や生き方などについて多様に感じ、考えを深め、互いに学び合う共通の素材として重要な役割をもっている。

### 道徳の時間に用いられる教材の具備すべき要件

#### 〈前提として〉

- ア 人間尊重の精神にかなうもの
- イ ねらいを達成するのにふさわしいもの
- ウ 児童生徒の興味や関心、発達の段階に応じたもの
- エ 多様な価値観が引き出され深く考えることができるもの
- オ 特定の価値観に偏しない中立的なもの

#### 〈道徳的価値の自覚を深めるために〉

- ア 児童生徒の感性に訴え、感動を覚えるようなもの
- イ 人間の弱さやもろさに向き合い、生きる喜びや勇気を与えられるもの
- ウ 生や死の問題、先人が残した生き方の知恵など人間としてよりよく生きることの意味を深く考えることができるもの
- エ 体験活動や日常生活等を振り返り、道徳的価値の意義や大切さを考えることができるもの
- オ 悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題について深く考えることができるもの
- カ 多様で発展的な学習活動を可能にするもの

#### 【選定に当たっての留意点】

- ・道徳の内容に適切に対応し、ねらいに即したもの
- ・道徳の時間の特徴を踏まえ道徳的実践力を高める上でふさわしいもの

## (2) 教材の開発と活用の創意工夫

道徳の時間は、教師と児童生徒との人間的な触れ合いで成り立っている部分が多い。このことから考えても、児童生徒と共に学ぶべき道徳の授業に対する教師の熱意が、基本になければならない。道徳の時間の資料となる魅力的な教材は、そのような教師の熱意から生まれるものである。道徳の時間の目標の達成を図り、児童生徒に学ぶことに対する充実感をもたらし、生きる希望や勇気を見いださせることができるよう、魅力的な教材の開発や活用の工夫に努めることが期待される。

開発された教材は、市販の資料(副教材)に比べて未熟であり、表現の仕方も稚拙であるかもしれない。しかし、日々児童生徒といっしょに生活して、その実態をよく把握している教師による自作資料などの開発した教材は、児童生徒の心を揺り動かす要素を十分に含んでいると言える。そして、その教材を活用することによって教師の熱意と、教材のもつ共感性が、児童生徒の心に響き、道徳の時間の指導を生き生きとさせることになるのである。

### ア 魅力的な教材の素材となるものを幅広く収集する

教材の開発に当たっては、日常から報道や書籍、身近なできごと等に強い関心をもつとともに、柔軟な発想をもち教材を広く求める姿勢をもつことが求められる。



具体的には、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材として、児童生徒が感動を覚えるような教材の発掘に努めることが求められる。いわば、感動性とリアリティのある教材開発が求められているのである。

#### 教材を発掘するための素材群

- ・伝記、名作、古典、伝説、随想、民話、劇、詩歌、論説、歌、漫画
- ・地域の祭り、地域行事、年中行事、産業、文化、遺産、風物、史跡、名所、学校の歴史
- ・新聞や雑誌などの報道、映画やテレビ番組などの映像（ビデオ等）、写真、情報通信などの情報
- ・学校行事などの体験活動や子どもの生活のできごと
- ・教師自身の体験や感動的なできごと など

- 〈先人の伝記〉・多様な生き方が織り込まれ、生きる勇気や知恵などが感じることができる。  
・人間としての弱さを吐露する姿などにも接し、生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めることができる。
- 〈自然〉・自然の偉大さや生命の尊さなど、感性に訴えることができる。
- 〈伝統と文化〉・有形無形の美しさに郷土や国への誇り、愛情を感じさせることができる。
- 〈スポーツ〉・今、実際に活躍するアスリートなどのチャレンジ精神や力強い生き方、苦悩などに触れて道徳的価値や生き方についての自覚を深めることができる。

#### イ 多様な表現形式に着目する

教材の表現形式において、いかに多様なものを選定し、創意工夫するかが大切である。

#### 教材の表現形式の例

- ・名作、古典、随想、民話、詩歌、論説などの読み物
- ・地域の文化やできごと等に取材した郷土教材
- ・映像ソフト、映像メディアやインターネットなどの情報通信ネットワークを利用した教材
- ・実話、写真、劇、漫画などの多彩な形式の教材
- ・保護者や地域の人々が実際に児童生徒に語りかけるなどの生きた教材
- ・児童生徒自らが話し合いをつくっていくことができる教材
- ・複数時間にわたる指導に生かすことができる教材 など

#### ウ 活用を視野に入れて開発する

教材の開発に当たっては、教材の具備すべき要件を踏まえ、道徳の時間の特質を生かした展開が可能となるよう、活用を視野に入れて工夫することが求められる。

そのためにも開発された教材については、その内容や形式等の特徴を押さえ、授業に位置付けたとき、児童生徒がその内容をどのように受け止めるかを予想するなどして、提示の工夫、発問の仕方の工夫等を併せて検討しておくことが大切である。

#### 教材活用の創意工夫の例

- ・地域の人を招いて協力しながら学習を進める
- ・情報機器を生かして学習する
- ・疑似体験活動を取り込んで学習する
- ・補助的な教材を組み合わせることでそれらの多様な性格を生かし合う  
（「心のノート」の適切な活用をも望まれる。）

Q：広島県では、これまでのような教材を開発してきましたか。



A：文部省の委嘱事業である「平成10・11年度道徳実践活動学習教材の研究開発」を受けて、平成12年3月に「心に響く道徳学習教材集」（平成12年3月）を作成した。以後、次のような教材集を作成している。

- 「心に響く道徳学習教材集 小学校低・中学年用」（平成14年3月）  
（文部科学省委嘱事業「平成13年度道徳実践活動学習教材の研究開発」成果物）
- 「心の元気Ⅰ」小学校版，中学校版（平成15年3月）  
（文部科学省委嘱事業「平成14・15年度児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」成果物）
- 「心の元気Ⅱ」小学校版，中学校版（平成16年2月）  
（文部科学省委嘱事業「平成14・15年度児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」成果物）
- 「生徒指導充実のための道徳教育実践事例集」（平成16年2月）  
（「平成14・15年度広島県道徳教育実践研究指定事業」成果物）

### （3）地域を素材とした教材の開発

#### 郷土を意識しよう

私たちは地域の恩恵を受けて生活している。地域の風土、文化、伝統は、それを実感させる身近な教材である。伝統的な文化遺産ばかりでなく、児童生徒を取り巻く全ての地域環境を教材として視野に入れ、それらを活用することは、地域に根ざした道徳教育を推進する上で大切である。



また、児童生徒の体験の不足が様々な問題を招いているとも言われる中で、地域の様々な特色を生かした体験の場を増やしていくことは、自分を支えている地域のよさや課題を児童生徒が再認識する機会を与えることにもつながる。

#### ア エ尔夫のポイント

- 身近なものの開発から取り組み、次第に範囲を広げる。

- ・既存の文化や伝統の活用から始めることにより、地域に元来備わっている教育の掘り起こしにつなげる。
- ・普段から、地域を歩き、地域のもっている文化等に敏感になり、さらに、伝統的な文化だけでなく自然や人物も含め、地域の特色を掘り起こす努力をする。
- ・教師だけでなく、児童生徒も共に活動することにより、現実の社会の課題と向き合い、地域社会の新たな担い手を育てることにつなげる。

（特に、小学校高学年，中学校）

- 地域の特色を教材化する。

#### 〈地域教材開発の視点〉

- ・よい面とともに課題となる側面からも地域の特色を取り上げる。
- ・児童生徒の地域社会における体験活動を取り上げる。
- ・願いとして伝えたい内容や地域の人々が抱えている課題、生き方への自覚を深めるための構成にする。
- ・地域の人々と共に取り組む。 など

Q：なぜ、地域を素材とした教材開発なのですか。



A： 今日都市化あるいは過疎化が進んでおり、多くの地域で、郷土意識や地域社会に対する連帯感が薄くなっている。こうした傾向が強まっている事実を考慮し、地域の人々との人間関係を問い直したり、地域社会の実態を把握させたりして、郷土に対する認識を深め、郷土を愛し、その発展に努めるよう指導していく必要がある。

「人間は、大地とその大地から生じたあらゆる自然的・精神的なものとともに、内面的に成長してきた場所のみ、郷土をもつ。」(E. Spranger, 1882-1963)

ドイツの教育学者、シュプラングーの言葉をかりれば、児童生徒の郷土意識を育むためには、ただ単にそこに住んでいて生活を営んでいるというだけでなく、地域の「ひと、もの、こと」とのかかわりの中で、内面的な成長をもたらせる必要があるということになる。

例えば、郷土の文化財や伝統芸能、伝統工芸等を誇りに思い大切にすることも、単に昔から伝えられ、古いものだから価値があるからということではなく、そこに込められた様々な人間の営みを大事にしたいと考えるからである。

人間はいずれの地であれ、地域の中で生活し、成長していくのである。児童生徒は、自然を含め、地域の様々なものや人とのかかわりを通して、自己を見つめ、鍛え、自己実現を図っていくのであり、道徳性をはぐくむ上においても、地域社会のもつ意義はきわめて大きいと言える。そこに、地域を素材とした教材の開発の意義を見出すことができる。

また、地域を素材としたものは児童生徒にとって親しみをもちやすく、心に響きやすいのである。

#### イ 地域を素材とした教材で取り上げる題材例

- 郷土の発展に貢献した先人の伝記や逸話（エピソード）など、生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めることができるもの
- 郷土に根付く伝統と文化、行事、民話や伝説、歴史、産業など、郷土への誇りや愛着を育てるもの
- 郷土の自然や風土など、偉大さや美しさ、生命の尊さなどが感じ取れるもの
- 郷土ゆかりのアスリートなどのチャレンジ精神や力強い生き方、苦悩などに触れられるもの

#### ウ 地域を素材とした教材の選定や作成上の留意点

- 道徳の時間の資料として用いることを原則とする。
- 学校や学年の発達の段階に即するよう配慮する。
- 原則として現存者を除く。ただし、社会的評価が定まっている人（実際に活躍するアスリートなど）を例外とする。
- 政治的、宗教的な中立性を侵さない。
- 特定の個人等への営利にかかわるものを避ける。
- 史実に基づき、時代の考証等に十分耐えられるよう配慮する。ただし、単なる年譜や伝記にとどまらないようにする。
- 教育上、好ましくない内容や表現を避け、排他的で狭い郷土愛とならないよう配慮する。
- 方言を使用してもよいが、その際、共通語を併記する。
- 地名、人名等で教育用漢字以外のものを用いる場合には、ふりがなを付する。
- 開発、使用の際、著作権に関する配慮をする。（出典を明示するなど）

優れた郷土資料は、全国どこの学校でも優れた資料である。なお、その上で、その地域で用いることで付加される意義があるのである。なお、開発された郷土資料は、広く家庭などにおいても利用され、親しまれることが望ましい。

#### (4) 教材の開発と「著作権」

教材開発の際に留意したいのが、「著作権」である。本や雑誌などを複製する場合には、原則として著作権者の許諾が必要であるが、学校教育では、他人の著作物を利用しなければならない場面が数多くある。そのため、その都度、著作権者の許諾を得ていると学校教育が円滑に行えないことから、著作権法では学校その他の教育機関における複製等について、第35条をもって特に定めている。

##### (学校その他の教育機関における複製等)

第35条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

上記の条文は、学校・公民館などで教員等や授業を受ける者（学習者）が教材作成などを行うためにコピーする場合の例外である。インターネットを通じて得た著作物をダウンロードしたり、プリントアウト・コピーして教員等が教材作成を行ったり、学習者が教材としてコピーしたものを他の学習者に配布して使うような場合にも、この例外は適用される。

##### 【著作権者の了解なしに利用できるための条件】

- ア 営利を目的としない教育機関であること
- イ 授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身がコピーすること  
(指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能)
- ウ 授業の中でそのコピーを使用すること
- エ 必要な限度内の部数であること
- オ 既に公表されている著作物であること
- カ その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと  
(ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものを複製する場合等は対象外)
- キ 原則として「出所の明示」が必要

##### 〈一般的な著作物利用の手続き例〉

- ①著作権者を捜し出す。  
発行者や著作権等を集中して管理している団体等に連絡をし、その後の手続きについて相談する。
- ②著作権者から了解を得る。  
電話等、口頭でも差し支えないが、文書による依頼が望ましい。  
(著作権法第63条「利用の許諾」)

##### ※その他

- ・利用の目的を明確にしておく。
- ・完成した作品を著作権者に送付することが望ましい。

なお、文化庁Webサイト (<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>)

「著作権制度に関する情報」→「著作権に関する教材、資料等」→

「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～」，「著作権Q&A～著作権なるほど質問箱～」，「これであなとも著作権なんでも博士(学校関係者向け著作権の教育情報)」などは参考となる。